

保育園から幼稚園へ転園する児童に対する補助制度について

市では保育園の待機児童の解消を目的として、保育園に在園している児童が幼稚園に転園する場合に保護者の費用負担を軽減するための補助制度を平成23年10月から実施しました。このたび、保護者の費用負担をさらに軽減するため、補助制度の内容を一部改正し、平成24年1月1日より適用します。

●改正内容

- ・転園した児童の幼稚園入園料に対する補助金
- 【改正前】 児童1人あたり、3万円を保護者に補助
- 【改正後】 児童1人あたり、負担実額を保護者に補助
- ・転園児童受入れに対する補助金
- 【新規】 園児1人あたり、月額5000円を幼稚園に補助

●転園補助の内容

下表のとおり

※詳細については、こども課保育係までお問い合わせください。

■問い合わせ

こども課保育係

TEL (23) 8769



【転園補助の内容】

補助の項目	対象	補助金額	目的と内容
転園した3歳未満児への補助 	保護者	<b>【対象者】</b> 保育園から幼稚園に転園した3歳未満の幼児 ・市民税所得割が34,500円以下の世帯 月額 15,000円 ・市民税所得割が34,500円を超える世帯 月額 8,000円	幼稚園では、子育て支援事業の一環として2歳児からの受け入れを行っています。しかし、私立幼稚園就園奨励費補助事業は満3歳に達しないと支給されません。その間の保育料の一部を補助することにより、保護者負担分を軽減することを目的としています。
転園した3歳～5歳児への補助	保護者	<b>【対象者】</b> 保育園から幼稚園に転園した幼児 ・市民税所得割が34,500円以下の世帯 年額 50,000円を限度として加算	保育園と幼稚園の保育料の差額を解消することを目的に、私立幼稚園就園奨励費補助事業の限度額に加算することにより保護者負担分を軽減することを目的としています。
転園した児童の入園料に対する補助 ※1月1日から適用	保護者	<b>【対象者】</b> 保育園から幼稚園に転園した幼児 ・一人あたり 1回を限度として負担実額	保育園から幼稚園に転園した場合、幼稚園への入園料として1回に限り交付し、保護者負担を軽減することを目的としています。
転園した児童が預かり保育を利用する場合に対する補助（通常時）	幼稚園	<b>【対象者】</b> 保育園から幼稚園に転園した幼児が通常の預かり保育を利用した場合、日数に応じ幼稚園に補助します。 ・日額 250円 （ただし、実際にかかる預かり保育の保育料を上限とします。）	保育園と幼稚園では、保育時間に違いがあります。幼稚園で実施する預かり保育を利用する場合、利用日数に応じて、その保育料の一部を幼稚園に補助することにより保護者負担分の利用料を軽減することを目的としています。
転園した児童が預かり保育を利用する場合に対する補助（夏休み・冬休み等長期休業時） 	幼稚園	<b>【対象者】</b> 保育園から幼稚園に転園した幼児が長期休業時の預かり保育を利用した場合、日数に応じ幼稚園に補助します。 ・日額 1,000円 （ただし、実際にかかる長期休業時の預かり保育の保育料を上限とします。）	幼稚園は春・夏・冬休み等は休業となり、幼稚園で実施する長期休業時の預かり保育を利用する場合、保育料が別途かかります。その保育料の一部を幼稚園に補助することにより保護者負担分を軽減することを目的としています。
転園児童受入れに対する補助 ※1月1日から適用	幼稚園	<b>【対象者】</b> 保育園から幼稚園に転園した幼児がいる幼稚園に補助します。 ・1児童あたり月額 5,000円	転園に伴う幼稚園の事務的経費、人的経費に要する負担の一部を市が補助することで、保育環境の充実及び向上を図ることを目的としています。